

## 大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例案

### (趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学校給食の実施)

第2条 本市は、本市が設置する学校（教育委員会規則で定めるものを除く。）において、学校給食（法第3条第1項及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### (学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）から、学校給食に要する経費のうち保護者等が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額を徴収する。

2 前項において「保護者等が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において学校教育法第16条に規定する保護者の負担とされ、又は特別支援学校給食法第5条第2項において同項に規定する保護者等の負担とされているものをいう。

### (学校給食費の納付)

第4条 前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。）は、

市規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

(委 任)

第6条 第3条から前条までに定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。